

中小企業の再生・活性化策の充実・強化を求める意見書

中小企業を取り巻く環境は、長引くデフレをはじめ、欧州や中国向けの需要低下による輸出減などの影響により、依然として厳しい状況が続いている。

2012年10-12月期の中小企業景況調査によると「製造業は前期比で横ばい」とされ、製造業を中心に中小企業の業況は足踏み状態となっている。

こうした状況下における中小企業に対する支援策は、金融支援だけでは不十分であり、中小企業の再生・活性化策が極めて重要となる。

そうした中、昨年8月に「中小企業経営力強化支援法」が施行され、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う「経営革新等支援機関」を認定する制度が創設された。

支援機関には、既存の中小企業支援者（商工会、商工会議所、中小企業診断士など）に加えて、金融機関、税理士、公認会計士など多岐多様な専門家が認定され、中小企業に対してチームとして専門性の高い支援事業を行っている。

しかし、地域経済の活性化を図るためには、中小企業に対する支援機能の質をさらに高め、支援体制の充実を図ることが必要である。

よって、政府においては、中小企業の再生・活性化策の充実・強化のために、以下の事項を早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 「経営革新等支援機関」認定制度の周知及び認定支援機関に対する支援措置の充実により、中小企業支援ネットワークの拡充を図ること。
- 2 中小企業に対する情報提供及びフォローアップ体制の充実により、きめ細かな経営支援体制を構築すること。
- 3 地域の金融機関のコンサルティング能力向上に向けた支援を行い、地元の中小企業に対する支援体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成25年（2013年）3月28日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣

（提出者）全議員